

横浜南基署発 1205 第 2 号

令和 6 年 12 月 5 日

建設業労働災害防止協会 神奈川支部
横浜南分会長 殿

横浜南労働基準監督署長

令和 7 年における当署の行政運営に係る御協力の依頼について

時下、貴分会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当署の行政運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上之死傷災害は、668 件（うち死亡災害 4 件）で、前年同期比 102 件、18.0%の増加となっています。（新型コロナウイルス患者数を除く。

一方で、管内の建設業における死傷災害は、46 件（うち死亡災害 1 件）で前年同期比 9 件、16.4%の減少となっています。（同。）

第 14 次労働災害防止推進計画の最終年の目標値である休業 4 日以上之死傷災害 61 件以下、死亡災害 0 件を達成するため、会員事業場における労働災害防止の取組をより一層強めていただく必要があります。

つきましては、健康確保対策、災害防止対策及び適正な労務管理等について、下記の点に留意の上、積極的な分会活動の取組をお願い申し上げます。

記

1 職長教育・安全衛生責任者教育及び能力向上教育等の教育について

第 14 次労働災害防止計画の目標値達成のため、死傷災害を減少させる上では、建設現場における労働者の安全及び衛生の確保について、職長・安全衛生責任者の果たす役割が重要であることから、引き続き、職長教育・安全衛生責任者教育及び職長教

育・安全衛生責任者能力向上教育を開催し、受講勸奨を行ってください。

また、その他の技能講習、特別教育等についても、引き続き会員事業場のニーズに応じて開催し、積極的な受講勸奨を行ってください。

2 年齢階層に応じた配慮について

休業4日以上之死傷災害の事故の型別では、転倒災害が13件28%と最も多く、また、死傷災害の年齢別では、50歳代以上の被災者は、21件45.6%となっています。

近年、行動災害の防止及び高年齢労働者の災害防止対策を推進していますので、高年齢労働者に配慮した作業管理、作業環境管理及び健康管理等の取組を会員事業場が、より一層進めるための説明会等の機会を設けることを検討してください。

また、一方で、神奈川県内における建設業に死亡災害発生状況では、若年層の被災者が多い傾向にありますので、入社時の安全衛生教育、送り出し教育の徹底・充実を図るよう併せて会員に要請を行ってください。

3 墜落・転落災害防止の徹底について

休業4日以上之死傷災害の事故の型別では、墜落・転落災害が10件22%と2番目に多く発生していることから、令和6年4月に施行された足場に係る改正労働安全衛生規則への対応の徹底を会員事業場が行うよう、引き続き、改正内容の周知と足場の点検について「施工管理者等のための足場点検実務研修」の開催をしてください。

また、併せて、はしご・脚立の使用に当たり、厚生労働省リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用、はしごや脚立の安全な使用方法の徹底等を会員事業場に図ってください。

4 新たな化学物質管理について

自律的な化学物質管理の法令改正が令和6年4月に施行され、SDS交付対象物質を取り扱う建設現場にあっては、その法令履行が不十分な建設現場も認められますので、引き続き、化学物質管理者講習、保護具管理責任者講習を開催するほか、事業場におけるリスクアセスメントの実施、保護具の活用等のSDS交付対象物質の取り扱い際の管理の手法について、好事例等の周知を図る機会を設けることを検討してください。

5 熱中症対策について

建設現場における熱中症対策は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策が確実に行われるよう、引き続き周知、啓発を行ってください。

6 石綿に係る講習会について

令和5年10月から建築物の解体・改修の工事に当り、事前調査を建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があることから、制度の周知と養成講習開催について引き続き実施をしてください。